

○内閣府令第十三号
厚生労働省令第十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第一項、第四十六条第一項及び第八百八条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 上野 賢一郎

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改	正	前
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等)	(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等)	
第三十四条の七 法第三十六条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。	第三十四条の七 法第三十六条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。	
〔一～五 略〕	〔一～五 同上〕	〔一～五 同上〕
五の二 障害児対象居宅介護事業（居宅介護に係る障害福祉サービス事業のうち、障害児を対象として行われるもの）の推定数	五の二 障害児対象居宅介護事業（居宅介護に係る障害福祉サービス事業のうち、障害児を対象として行われるもの）の推定数	五の二 障害児対象居宅介護事業（居宅介護に係る障害福祉サービス事業のうち、障害児を対象として行われるもの）の推定数
〔六～十一 略〕	〔六～十一 同上〕	〔六～十一 同上〕
（短期入所に係る指定の申請等）	（短期入所に係る指定の申請等）	（短期入所に係る指定の申請等）
第三十四条の十一 法第三十六条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。	第三十四条の十一 法第三十六条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。	第三十四条の十一 法第三十六条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
〔一～七 略〕	〔一～七 同上〕	〔一～七 同上〕
七の二 障害児対象短期入所事業（短期入所に係る障害福祉サービス事業のうち、障害児を対象として行われるもの）の推定数	七の二 障害児対象短期入所事業（短期入所に係る障害福祉サービス事業のうち、障害児を対象として行われるもの）の推定数	七の二 障害児対象短期入所事業（短期入所に係る障害福祉サービス事業のうち、障害児を対象として行われるもの）の推定数
〔八～十四 略〕	〔八～十四 同上〕	〔八～十四 同上〕
（重度障害者等包括支援に係る指定の申請等）	（重度障害者等包括支援に係る指定の申請等）	（重度障害者等包括支援に係る指定の申請等）
第三十四条の十二 法第三十六条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。	第三十四条の十二 法第三十六条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。	第三十四条の十二 法第三十六条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
〔一～七 略〕	〔一～七 同上〕	〔一～七 同上〕

七の二 障害児対象重度障害者等包括支援事業（重度障害者等包括支援に係る障害福祉サービス事業のうち、障害児を対象として行われるもの）を行う場合にあっては、利用者（障害児に限る。）の推定数

〔八〕十四 略

〔指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第三十四条の七第一項第四号、第三十四条の八第一項第四号、第三十四条の九第一項第四号、第三十四条の十一第一項第四号、第三十四条の十二第一項第四号、第三十四条の十四第一項第四号、第三十四条の十五第一項第四号、第三十四条の十五の二第一項第四号、第三十四条の十六第一項第四号、第三十四条の十七第一項第四号、第三十四条の十八第一項第四号、第三十四条の十八の二第二項第四号、第三十四条の十九第一項第四号及び第三十四条の十九第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

〔一〕三 略

四 短期入所 第三十四条の十一第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第六号、第七号（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。）、第七号の二から第九号まで及び第十二号に掲げる事項

〔五〕十四 略

〔備考 表中の〔〕の記載は注記である。〕

附 則

1 (施行期日) (経過措置)

この命令は、令和八年四月一日から施行する。

2 この命令の施行の日前にこの命令による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（以下「旧規則」という。）第三十四条の七第一項、第三十四条の十一第一項、第三十四条の十二第一項及び第三十四条の二十三第一項の規定により行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）に受理された申請又は届出については、この命令による改正

後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（以下「新規則」という。）の規定により行われた申請又は届出とみなす。

3 この命令の施行の日前に旧規則の規定により行われた申請により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第三十六条第一項の規定による指定を受けた指定障害福祉サービス事業者（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下この項において同じ。）であつて、この命令の施行の際現に障害児対象居宅介護事業（新規則第三十四条の七第一項第五号の二に規定する障害児対象居宅介護事業をいう。）、障害児対象同行援護事業（同号に規定する障害児対象同行援護事業をいう。）、障害児対象行動援護事業（同号に規定する障害児対象行動援護事業をいう。）又は障害児対象重度障害者等包括支援事業（新規則第三十四条の十二第一項第七号の二に規定する障害児対象重度障害者等包括支援事業をいう。）を行ふものは、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の種類に応じ当該各号に定める事項について、新規則第三十四条の二十三第一項の規定の例により、当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ができる。

- 一 居宅介護、同行援護又は行動援護 新規則第三十四条の七第一項第五号の二に掲げる事項
- 二 短期入所 新規則第三十四条の十一第一項第七号の二に掲げる事項
- 三 重度障害者等包括支援 新規則第三十四条の十二第一項第七号の二に掲げる事項

〔号を加える。〕

〔八〕十四 同上

〔指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第三十四条の七第一項第四号、第三十四条の八第一項第四号、第三十四条の九第一項第四号、第三十四条の十一第一項第四号、第三十四条の十二第一項第四号、第三十四条の十四第一項第四号、第三十四条の十五第一項第四号、第三十四条の十五の二第一項第四号、第三十四条の十六第一項第四号、第三十四条の十七第一項第四号、第三十四条の十八第一項第四号、第三十四条の十九第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

〔一〕三 略

四 短期入所 第三十四条の十一第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第六号、第七号（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。）、第八号、第九号及び第十二号に掲げる事項

〔五〕十四 同上

〔二〕五 同上